

<精神・障害保健課>

1 精神保健医療福祉施策の改革について

平成16年9月に厚生労働省精神保健福祉対策本部が提示した「精神保健医療福祉の改革ビジョン」においては、「国民意識の変革」、「精神医療体系の再編」、「地域生活支援体系の再編」、「精神保健医療福祉施策の基盤強化」の柱を掲げ、受入条件が整えば退院可能な者約7万人について、立ち後れた精神保健医療福祉体系の再編と基盤強化の推進により、10年後の解消を図ることとしている。このビジョンに基づき、これまで、障害者自立支援法の制定や累次の診療報酬改定など、精神保健医療福祉に関する施策を実施してきたところである。

ビジョンでは、概ね10年間の精神保健医療福祉の見直しに係る具体的方向性を明らかにした上で、「今後10年を5年ごとの第一期と第二期に区分し、第一期における改革の成果を評価しつつ、第二期における具体的な施策群を定める」としており、平成21年9月の中間点において、後期5年間の重点施策群の策定が必要となっている。

このため、精神保健医療福祉を取り巻く環境の変化等を踏まえ、ビジョンに基づくこれまでの改革の成果を検証するとともに、入院患者の地域生活への移行の支援のための方策や、病床機能をはじめとする精神医療の機能分化の一層の推進のための方策等について、客観的なデータに基づいた検討を行うため、平成20年4月より、「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」を開催し、9月には、「これまでの議論の整理と今後の検討の方向性【論点整理】」において論点の取りまとめを行い、11月には、障害者自立支援法の見直しを見据えて、精神障害者の地域生活への移行及び地域生活への支援に関し、「中間まとめ」を行ったところである。

今後も、後期5年間の重点施策群の策定に向けて、精神保健医療に関する議論を集中的に行い、精神保健医療福祉の全体像の取りまとめを目指す。